

夢を実現する第一歩のために

2021年5月号

ミツヒロニュース



ジャパネットホールディングスの
2代目社長の講演を聴きました。
『企業理念「今を生きる楽しさ」を!』
基本に商品を見つけ磨いて伝えるこ
とを目標に日々お客様に提供されて
います。社員の働き方も多様性に対応して社員
のプライベートを充実させる制度が次から次に
実行されています。やはり勢いの有る会社は違
いますね。ぜひ、手本にしたいと
思います。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇変わる賃上げ税制
- ◇36協定届が更に様式変更されます
(令和3年4月~)
- ◇奨学金の代理返済で節税効果
- ◇今月のお勧めセミナー
第1回実務講座
経理基礎編「経理実務の基礎」
- ◇あとがき
「仲間が増えました！」
～新入社員紹介～



変わる賃上げ税制

～ 投資不要、新規雇用のみで判断 中小企業向けは要件が簡素に～

賃上げ促進を図るため設けられている税制上の優遇措置が、令和3年度税制改正により改正されます。この改
正の概要を、令和3年2月15日現在公表されている情報※をもとに確認しましょう。

1. 賃上げ特典となる税制優遇措置

青色申告書を提出している事業者が賃上げ等を行つた場合に、その賃上げの一部を税額控除できる優遇措
置があります。ただし、その事業者が中小企業者等か否かで、適用できる制度は異なります。

適用できる優遇制度	
中小企業者等以外	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）
中小企業者等	● 賃上げ税制（人材確保等促進税 制）★ ● 所得拡大促進税制★

★重複適用不可

- ① 資本金若しくは出資金の額が**1億円以下**の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時
使用する**従業員数が1,000人以下**の法人
- ③ 常時使用する**従業員数が1,000人以下**の個人

ただし①のうち次のいずれかに該当する法人は、“中
小企業者”に該当しません。

- イ) 発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除
く。以下同じ）の総数又は総額の**2分の1以
上を同一の大規模法人に所有**されている法人
- ロ) 発行済株式又は出資の総数又は総額の**3分の
2以上を複数の大規模法人に所有**されている
法人

なお、適用除外事業者とは、前3事業年度の所得金
額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。

(次頁へづく)

2. 中小企業者等とは

中小企業者等とは、中小企業者及び農業協同組合等
を指します。この場合の“中小企業者”とは、次に掲げ
る事業者（適用除外事業者を除く）をいいます。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

3. 生まれ変わる『賃上げ税制』

① 従来の『賃上げ税制』

賃上げ税制の主な適用要件として、右の2つがあります。

これらの要件をすべて満たした場合に、税額控除が適用できます。また、教育訓練費の増加に応じた上乗せもあります。

- ✓ 賃上げ要件
- ✓ 国内設備投資要件

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額
が前年度より3%以上増加

かつ

【通常要件②】
国内設備投資額
が減価償却費の95%以上

【措置内容】
✓ 雇用者給与等支給額の増加額の15%
を税額控除

【上乗せ要件】
教育訓練費
が過去2年度平均より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を5%上乗せ
(控除上限は、法人税額の20%)

* 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

経済産業省 HP「令和3年度経済産業関係税制改正について」
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

② 改正後の『人材確保等促進税制』

改正後は、国内設備投資要件を撤廃した上で、人材育成への投資特典としての教育訓練費の上乗せはそのままに、**新卒・中途採用による外部人材の獲得をメインとした『人材確保等促進税制』へと生まれ変わります。**

【通常要件】
新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額
が前年度より2%以上増加

【措置内容】
✓ 新規雇用者給与等支給額(※)の15%
を税額控除
※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
教育訓練費
が前年度より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を5%上乗せ
(控除上限は、法人税額の20%)

* 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

経済産業省 HP「令和3年度経済産業関係税制改正について」
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

4. 中小企業向けの『所得拡大促進税制』

① 従来の『所得拡大促進税制』

中小企業者等が適用できる『所得拡大促進税制』は、『賃上げ税制』とは異なり“賃上げ”の要件のみですが、右上のように2つあります。

- ✓ 継続雇用者の賃上げ要件
- ✓ 全体の賃上げ要件

これらの要件をすべて満たした場合の税額控除は、全体の賃上げ（増加額）がベースです。

また、『賃上げ税制』と同様、上乗せ措置はありますが、この場合の要件は『賃上げ税制』と異なり、教育訓練費の増加以外にも要件があります。

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上

かつ

【通常要件②】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上

【措置内容】

- ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】
継続雇用者給与等支給額が
前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと
I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けたり、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】

- ✓ 給与等支給総額の増加額の2.5%を税額控除

※控除上限は、法人税額の20%

経済産業省 HP「令和3年度経済産業関係税制改正について」
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

② 改正後の『所得拡大促進税制』

改正により簡素化され、賃上げ要件として求められる値は**“全体”のみ**とされました。

【通常要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で
1.5%以上

【措置内容】

- ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が
前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと

I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けたり、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】

- ✓ 給与等支給総額の増加額の2.5%を税額控除

※控除上限は、法人税額の20%

経済産業省 HP「令和3年度経済産業関係税制改正について」
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

いずれの改正も、令和3年4月1日以降開始事業年度（個人（所得税）は令和4年分）から適用開始となります。



36協定届が更に様式変更されます（令和3年4月～）

◆昨年の36協定届の様式変更

昨年4月に、働き方改革に対応して、時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の様式が変更されたばかりですが、今年も4月以降、様式が変更されます。

昨年の変更では、「時間外及び休日労働を合算した時間数は、1か月について100時間未満でなければならず、かつ2か月から6か月までを平均して80時間を超過しないこと」というチェック項目が追加されました。労働基準監督署は、チェックボックスへのチェックがない届出は原則受理せず、再度の提出を求めているようです。

◆今年の様式変更で何が変わるの？



今年の36協定届の様式変更で変わるのは、以下の2点です。

- ①36協定届への押印・署名の廃止
- ②36協定当事者に関するチェック項目の追加

①は、デジタルガバメントの推進が新型コロナにより加速され、行政への届出には原則ハンコを不要とする押印原則の見直しによるものです。

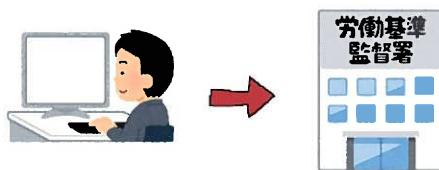
しかし、36協定届が36協定書を兼ねて提出される場合、従来通り記名押印または署名が必要です。押印・署名が省略できるのは、36協定を別の書面で締結して、その内容を36協定届に転記して提出する場合に限られますので、注意が必要です。

②は、36協定の労働者側の当事者である労働者代表が法定通りに適切に選任された者であることの確認のため、チェック項目が2つ追加されました。

チェック項目は、「協定当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合又は全ての労働者の過半数を代表する者であること」及び「労働者代表が管理監督者ではなく、選出の際に投票や挙手等の方法で選出され、使用者の意向に基づいて選出された者でないこと」です。

◆届出は電子申請も可能です

36協定届の提出は電子申請が可能です。労働基準監督署へ出向いたり郵送したりする手間やコストの削減の他、新型コロナの感染防止の観点からも電子申請をオススメします。



奨学金の代理返済で節税効果

学生時代に借りた奨学金を本人に代わって勤務先企業が返済できる新制度を、日本学生支援機構が4月にスタートさせました。代理返済をした企業にとっては、援助した金額を損金に算入して節税できるほか、同機構のウェブサイトで社名を公表することで社会貢献のPRにもつながります。

多額の返済負担が社会人となってからの生活を圧迫するケースは珍しくありません。機構の調査によれば、奨学金を返済している社会人は現在450万人いて、そのうち5人に1人が返済を滞納したことがあるそうです。延滞した理由は「家計の収入が減った」が67.1%で最も多く、その後も延滞を継続してしまう理由は「本人の低所得」が64%と群を抜いていました。返したくても返す余裕がないという若者は多い状況です。

奨学金の返済苦が社会問題化していることを受け給与に上乗せする形で返済を支援する企業も増えつつあります。しかしこのやり方では、会社側は支援分を給与として損金に算入できますが、支援を受けた本人は所得税の負担が増えてしまいます。

今回、機構が打ち出した制度では、企業が機構に直接返済をできるようにするというものです。従来のやり方に比べて、本人の給与とならないため所得税が非課税となる点が特徴。また会社にとっては代理返済した分が損金となるため、法人税の節税になることに加え、制度に登録した企業は機構のホームページで公表されるため、社会貢献のPRになり、優秀な人材確保につながるなどのメリットがあります。そして何より、社員本人の返済不安を解消することで業務に与えるポジティブな影響が一番の恩恵かもしれません。

<情報提供：エヌピー通信社>



参考文献：
■ My Komon
■ ゆりかご俱楽部



今月のお勧めセミナー

第1回 実務講座

経理基礎編「経理実務の基礎」

当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全5回シリーズで開催します。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしています。

(開催日 5月12日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

